

## 任期付職員の募集について

令和7年10月16日  
商務・サービスグループ  
商取引・消費経済政策課

経済産業省商務・サービスグループ商取引・消費経済政策課では、割賦販売法等の関係法令の執行業務、関連する規制制度に関する企画立案及びキャッシュレス決済普及のための推進施策等を担っています。

決済分野の環境は日々変化しており、革新的なビジネスモデルや新たな決済事業者の出現が消費者の利便性を高める一方で、サイバー攻撃等によるクレジットカード番号等の情報漏洩や不正利用のリスクに対する懸念なども高まっています。令和7年9月に割賦販売法（後払い）に基づく監督の基本方針を改正し、また令和7年3月には民間事業者において実務上の指針である「クレジットカード・セキュリティガイドライン」が改訂されるなど、不正利用対策のための取組が進んでいますが、状況に応じた継続的なセキュリティ対策の強化等が求められております。デジタル化の進展に伴い、fintech 企業や EC モール等プラットフォーム企業の台頭、決済分野への異業種の参入を通じて、決済サービス・主体の多様化が進み、業の垣根を越えたクレジット事業の展開が可能となるなか、適確に法令を執行するとともに、調査及び制度の見直しを行っていくことが必要です。

これらに加え、特にクレジットカードは、利用者の保護や個人情報の取扱いにも格別の措置が求められるほか、金融分野として、経済安全保障上の適切な対応を行うとともに、マネーロンダリング・テロ資金供与にも対策を講ずる必要があります。

また、令和6年には、キャッシュレス決済比率が従来の政府目標である4割を達成しました。今後もキャッシュレス決済の利用を推進していく上では、残された課題を一つ一つ解決していかなければなりません。

今後とも、割賦販売法等の着実な執行を通じ、消費者保護及びセキュリティ対策を徹底していくとともに、上記内外環境の変化を受けた法令・施策の企画立案を随時行っていく必要があります。このため、クレジット等の商取引に関連する法令の企画立案及び執行業務を担って頂ける職員（弁護士実務経験者）を募集します。採用を希望される方は、以下の要領によりご応募下さい。

## 記

### 1. 応募資格

- ・ 弁護士資格を有する者。
- ・ 日本国国籍を有すること。
- ・ 商取引一般（消費者法含む）及びキャッシュレスに関連する法令（割賦販売法、資金決済法、銀行法等）又はこれに付随する関係法令（犯罪収益移転防止法や個人情報保護法等）のいずれかについて一定程度の知識を有していること。
- ・ 多様なチームメンバーとの協業経験を有していること。

### 2. 募集人数

1 名

### 3. 採用期間

令和 8 年 1 月頃から 1 年程度（応相談）

### 4. 待遇

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律により、常勤の国家公務員として採用します。勤務地は、経済産業省（東京都千代田区霞が関）、通常の勤務時間は 9 時 30 分から 18 時 15 分まで（昼休みは 12 時から 13 時まで。土日祝日を除く。）となります。

給与は（俸給及び期末手当等の諸手当）、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律に定めるところにより決定します（俸給については知識経験等を考慮）。

### 5. 業務内容

以下の業務を想定しておりますが、全体の業務の状況及び本人の希望等を踏まえて決定します。

- （1）クレジット等の商取引に関連する法令の企画立案
- （2）割賦販売法に係る業務（事業者からの法令に係る相談対応、改正割賦販売法に伴う登録審査等）
- （3）関係法令の執行業務（経済安全保障推進法における特定社会基盤事業者に対す

る審査、FATF 勧告に伴うクレジットカード及び私書箱サービス分野等における  
マネーローンダリング・テロ資金供与対策に関する監督等)

(4) キャッシュレス推進に向けた課題に関連する法制度の調査

なお、これらの業務遂行に伴い、関係者との調整業務も含めて業務に従事すること  
となります。

6. 応募方法

(1) 履歴書(写真添付)、(2) A4用紙1~2枚程度に職務経歴及び応募理由  
をまとめたもの(様式自由)を、電子メール又は郵送にてご提出ください。

7. 応募締切

令和7年11月6日(木) (当日必着)

8. 選考方法

書類選考の後、面接を行います。なお、応募があった者から面接を行うことがある  
ため、応募締め切り以前であっても面接の連絡をすることがあります。

9. その他

応募者の秘密は厳守します。応募書類に記載されている個人情報、本採用選考の  
ために使用するものであり、他の目的に使用することはありません。また、応募書類  
は返却致しませんので、あらかじめ御了承ください。

10. 応募書類の提出、問い合わせ先

経済産業省 商務・サービスグループ 商取引・消費経済政策課

担当：堀川

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

電話：03-3501-2302

e-mail：bzl-shotorihiki-shohikeizaiseisaku@meti.go.jp